

京都市告示第466号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時の開所時間及び休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年12月10日

京都市長 門川大作

臨時に開所時間及び休所日を変更する日時

変更後	現行
令和3年12月29日（水） 午前9時から午後5時まで	令和3年12月29日（水） 休所日
令和3年12月30日（木） 午前9時から午後2時まで	令和3年12月30日（木） 休所日

（産業観光局農林振興室農林企画課）